

社団法人 D&O(役員賠償責任)保険

引き続き安心して役員に就任いただくために!!

被保険者(貴法人の役員)が法人の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。以下「行為」といいます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと(注1)により、被保険者が被る損害に対して、保険金を支払う保険です。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求の原因となった行為またはその行為に関連する他の行為が遡及日(注2)以降に行われた場合に限りです。

(注1)初期対応費用については、「保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生したこと」に読替えます。

(注2)遡及日とは、初年度加入日の10年前応当日をいいます。

※貴法人は被保険者ではないため、貴法人自身に対する損害賠償請求は本保険の対象とはなりません。

※貴法人から被保険者に対してなされた損害賠償請求は本保険の対象とはなりません。

個人情報漏えい保険

① 職員、派遣会員の
マイナンバーに関する
漏えい事故も対象

② 国庫補助ランク毎の
保険料設定で、手続き
も簡便

③ 情報漏えいの
「おそれ」が発生した
場合も対象

④ 法律上の損害賠償金だけ
でなく見舞金等の各種費用も
お支払い対象

〈社団法人 D&O(役員賠償責任)保険、個人情報漏えい保険 共通〉

保険期間 2020年4月1日午後4時～2021年4月1日午後4時

募集締切日 2020年3月19日(木) ※中途加入も可能です。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部公務第二課 TEL 03-3515-4124

取扱代理店(お問い合わせ先)：株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8
NCO 神田須田町 5F

TEL 03-3252-2012
FAX 03-3258-8878

ご加入方法

加入依頼書提出先

株式会社 全福サービス

<年間加入の場合>

3月19日(木)までに添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、
取扱い代理店：全福サービスまでご送付ください。なお、D&O(役員賠償責任)保険
のみ「ご質問書 兼 告知事項申告書」が必要です。

また、保険料を3月19日(木)までに加入依頼書記載の振込先へお振込みください。

<中途加入の場合> 補償開始は毎月1日です

加入月(補償開始月)前月28日(休祝日の場合は前日)までに添付の「加入依頼書」
に必要事項をご記入・ご捺印の上、取扱い代理店：全福サービスまでご送付ください。
なお、D&O(役員賠償責任)保険のみ「ご質問書 兼 告知事項申告書」が必要です。

また、保険料(※)を加入月前月28日(休祝日の場合は前日)までに加入依頼書
記載の振込先へお振込みください。

※中途加入保険料につきましては代理店：全福サービス(03-3252-2011)までご照会く
ださい。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団
法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決
できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

年間の保険料

保険料は各シルバー人材センターの直近の国庫補助金のランク別に定額保険料を設定します。

タイプ	保険期間中 総支払限度額	国庫補助金ランク		
		A	B	C
Iタイプ	1億円	205,000円	100,000円	50,000円
IIタイプ	5千万円	141,000円	68,000円	32,000円
IIIタイプ	3千万円	116,000円	53,000円	27,000円
IVタイプ	1千万円	61,000円	29,000円	14,000円

※ C ランクは新規国庫補助団体、国庫補助対象外団体、都道府県連合会の各社団法人を含みます。

加入手続

保険契約者

(公社)全国シルバー人材センター事業協会

ご加入者
(記名法人)

社団法人格を有する各シルバー人材センター事業協会会員、
都道府県連合会

被保険者

記名法人の全ての役員

(注1)初年度契約の保険期間の初日以降に退任した役員およびこの保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。

(注2)この保険における「役員」とは、次の方をいいます(②の方については自動付帯の特約条項により「役員」とみなします。)

①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する理事および監事(会計監査人を含みません。)

②管理職従業員(法人の理事会決議または、理事会から委任された理事により「重要な使用人」として認定された方)

お支払いする保険金の種類

被保険者(貴法人の役員)が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金が支払われます。

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金(引受保険会社の事前の同意が必要です)。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金等の加重された部分や、他人との間の約定によって加重された損害賠償金は含みません。

② 争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいう)によって生じた費用(被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)のうち、引受保険会社が事前に同意し、妥当かつ必要と認めたもの。

③ 代位における求償権保全等のための引受保険会社への協力費用

保険金をお支払いすることによって引受保険会社に移転する債権の保全・行使等につき、引受保険会社に協力するための費用

④ 訴訟対応費用

被保険者に対して日本国内で訴訟が提起された場合等にその対応に要する費用のうち、被保険者が支出した争訟費用以外の社会通念上妥当な費用で、引受保険会社が必要かつ有益と認めた費用

⑤ 初期対応費用

損害賠償請求が実際になされていなくても、保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、その請求等に対して初期対応を行うために被保険者が支出した争訟費用以外の社会通念上妥当な費用で、引受保険会社が事前に同意し、必要かつ有益と認めた費用

●保険金のお支払い方法

①②④⑤は、被保険者(役員)ごとに、①②④⑤の合計額に対して保険金をお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合計して、ご加入された保険期間中の総支払限度額が限度となります。③は原則としてその全額がお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)

社団法人における想定事故事例

- ◆ 事務担当者が会員の個人情報が入ったノートパソコンを外部に持ち運んだことで紛失してしまい、会員の個人情報漏洩が起こってしまった。センターの個人情報取り扱いにおける管理徹底がされていなかったことが問題であり、理事の善管注意義務違反にあたるとして、会員より代表訴訟を提起された。
- ◆ 行政から助成金を得て業務遂行をしたが、その後助成金の使途が違法であるとして、行政より返還を求められた。助成金の使途の意思決定者であった理事長だけでなく、他の理事についても監視義務違反として、会員より代表訴訟を提起された。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
(※ここでは主な場合のみを記載しております。また、初期対応費用については、一部要件が異なる部分がございます。詳細につきましては、保険約款をご確認いただくか、取扱代理店までお問い合わせください。)

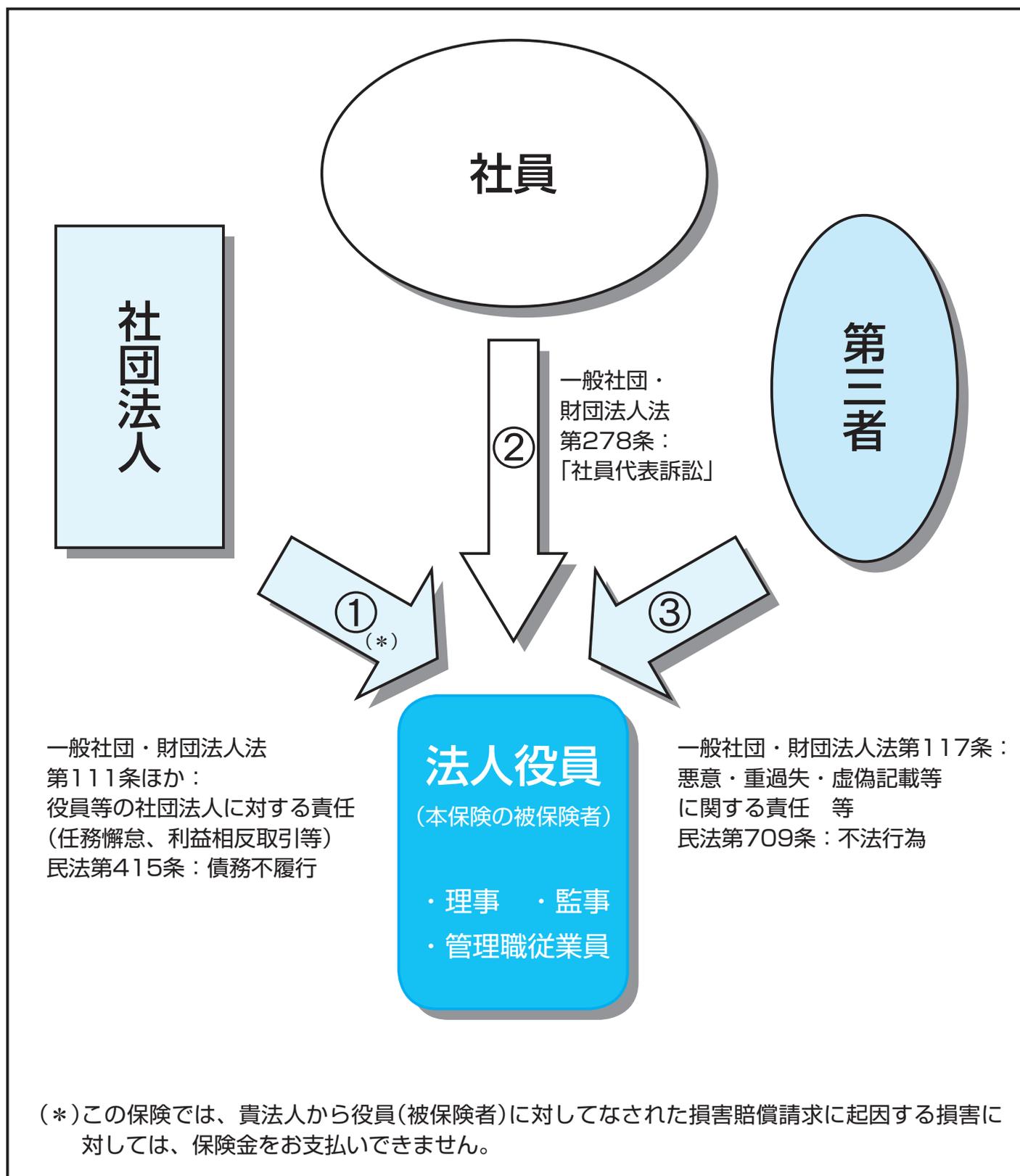
次の事由は、被保険者ごとに個別に適用されます。

- 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- 被保険者の犯罪行為 (刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)に起因する損害賠償請求
- 法令に違反することを被保険者が認識しながら (認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- 被保険者に報酬、賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求 等

次の事由は、すべての被保険者に適用されます。

- 過去に法人の役員 (管理職従業員を除きます。)であった者からなされた損害賠償請求
- 被保険者である役員 (退任した役員を含み、管理職従業員を除きます。)の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求
- 法人に次のいずれかの事由が生じたことに関連して、法人に対して債権を有する者からなされた損害賠償請求
 - ① 破産手続もしくは再生手続の開始の申立てがあったことまたは解散したこともしくは清算手続に入ったこと。
 - ② 手形交換所において、取引停止処分がなされたこと。
- 遡及日 (「遡及日」については P.1 の「(注2)」をご確認ください。)より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- 初年度契約の保険期間の初日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびその中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に関因する一連の損害賠償請求
- この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を保険契約者またはいずれかの被保険者が知っていた場合 (知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- 身体障害・精神的苦痛・財物損壊等・人格権侵害についての損害賠償請求 等

社団法人の役員の法的責任



社団法人の役員の法的責任

① 社団法人から役員に対する賠償請求の根拠

- ◆一般社団・財団法人法第111条・第116条：次の場合に関して役員等の特別の責任を規定しています。
 - ◎任務懈怠の場合
 - ◎利益相反取引の場合 等
- ◆民法第415条：債務不履行による損害賠償に関して規定しています。
(役員が職務の遂行にあたり、善管注意義務や忠実義務に違反し、社団法人に損害を与えた場合は、債務不履行の一般原則によって賠償義務を負うこととなります。)

② 社員から役員に対する賠償請求の根拠

- ◆一般社団・財団法人法第278条：「社員代表訴訟制度」に関して規定しています。
社団法人が役員等に対して有する損害賠償請求の権利を、社員が社団法人に代わって社団法人のために行使する制度です。
社員は、社団法人に対して役員等への提訴を請求し、60日以内に提訴がなされない場合は、自らが役員等を訴えることが可能です(社員自身の損害の賠償請求は第三者請求となります。)

③ 第三者から役員に対する賠償請求の根拠

- ◆一般社団・財団法人法第117条：次の場合に関して役員等の特別の責任を規定しています。
 - ◎悪意・重過失によって第三者に損害を与えた場合
 - ◎計算書類・事業報告などの重要事項に虚偽記載を行った場合(役員等が無過失を立証しなければ責任を免れません。) 等
- ◆民法第709条：不法行為による損害賠償に関して規定しています(役員の行為によって第三者が損害を被った場合は、本条による請求があり得ます。)

Q&A

Q1. 法人法第113条第1項(責任の一部免除)において、役員が無報酬である場合、金銭的責任は免れると思うが、この保険に加入する必要性があるのか。

A1. 法第113条第1項については、第111条第1項の役員等の一般社団法人に対する賠償責任に関する条項となっており、会員や第三者に対する賠償責任は適応対象外となります。当保険は、第三者からの損害賠償請求や社員代表訴訟に対する備えです。

Q2. 保険料は全額法人が負担できるのか？

A2. 役員賠償責任保険の保険料の取扱については、平成6年に国税庁から以下見解が示されています。

【(社)日本損害保険協会に対して国税庁課税部から平成6年1月20日付けで所得税基本通達36-33及び法人税基本通達9-7-16の趣旨に照らした回答がありました】

(1) 普通保険約款の保険料について

会社負担とした場合には、損害賠償金等の起因となった行為が使用人の業務遂行に関連するものであるということ、また、役員勝訴の場合の役員が適正な業務遂行を行い損害賠償責任が生じない場合にその争訟費用を担保する保険料ということから役員個人に対する給与課税を行う必要はないとする。

(2) 特約保険料について

会社負担とした場合には役員に対して経済的利益供与があったものとして給与課税を要する。

上記見解を踏まえ、以前の役員賠償責任保険では、「普通保険約款」(第三者から役員に対して損害賠償請求される危険を担保する部分)と「特約」(社員代表訴訟により損害賠償請求される危険を担保する部分)について保険料を9:1として設定し、税務処理においては特約部分(1割部分)を役員個人負担としてお考えいただくことをご推奨しておりました。

平成28年の国税庁見解等により、株式会社などは全額法人負担でも給与課税とならないものとされましたが、社団法人等の税務処理におかれては、現在でも上記のとおり1割部分を役員個人負担としてお考えいただく(法人負担とする場合は給与課税対象となる)のが一般的です。

実際の税務処理にあたっては、税理士の方や税務署にご相談ください。

社団法人 D&O (役員賠償責任) 保険

ご加入の際のご注意等

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。

〈重大事由による解除について〉

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈加入者証〉

加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

〈保険会社が経営破綻した場合等の取り扱いについて〉

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

- ・この保険は、(公社)全国シルバー人材センター事業協会を契約者とし、同協会傘下のセンターの役員等を被保険者とする役員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者が有します。
- ・代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- ・もし事故が起きたときは：被保険者が損害賠償請求を受けた場合は、遅滞なく、損害賠償請求者の氏名、被保険者が最初にその請求を知った時の状況、申し立てられている行為・原因となる事実に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項とともに、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがあります。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。なお、この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- ・補償の重複に関するご注意：補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)このため保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合 ③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

※本ペーパーは、(公社)全国シルバー人材センター事業協会を契約者とした社団法人役員賠償責任保険の概要を記載しております。詳細については、契約者にお渡しする保険約款等でご確認ください。ご不明な点がございましたら、代理店または保険会社にお尋ねください。ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

個人情報漏えい保険の概要

保険契約者

(公社) 全国シルバー人材センター事業協会

この保険は、(公社)全国シルバー人材センター事業協会をご契約者とし、(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員を記名被保険者とする個人情報漏えい保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である(公社)全国シルバー人材センター事業協会が有します。

ご加入者 (記名被保険者)

(公社) 全国シルバー人材センター事業協会会員の皆様

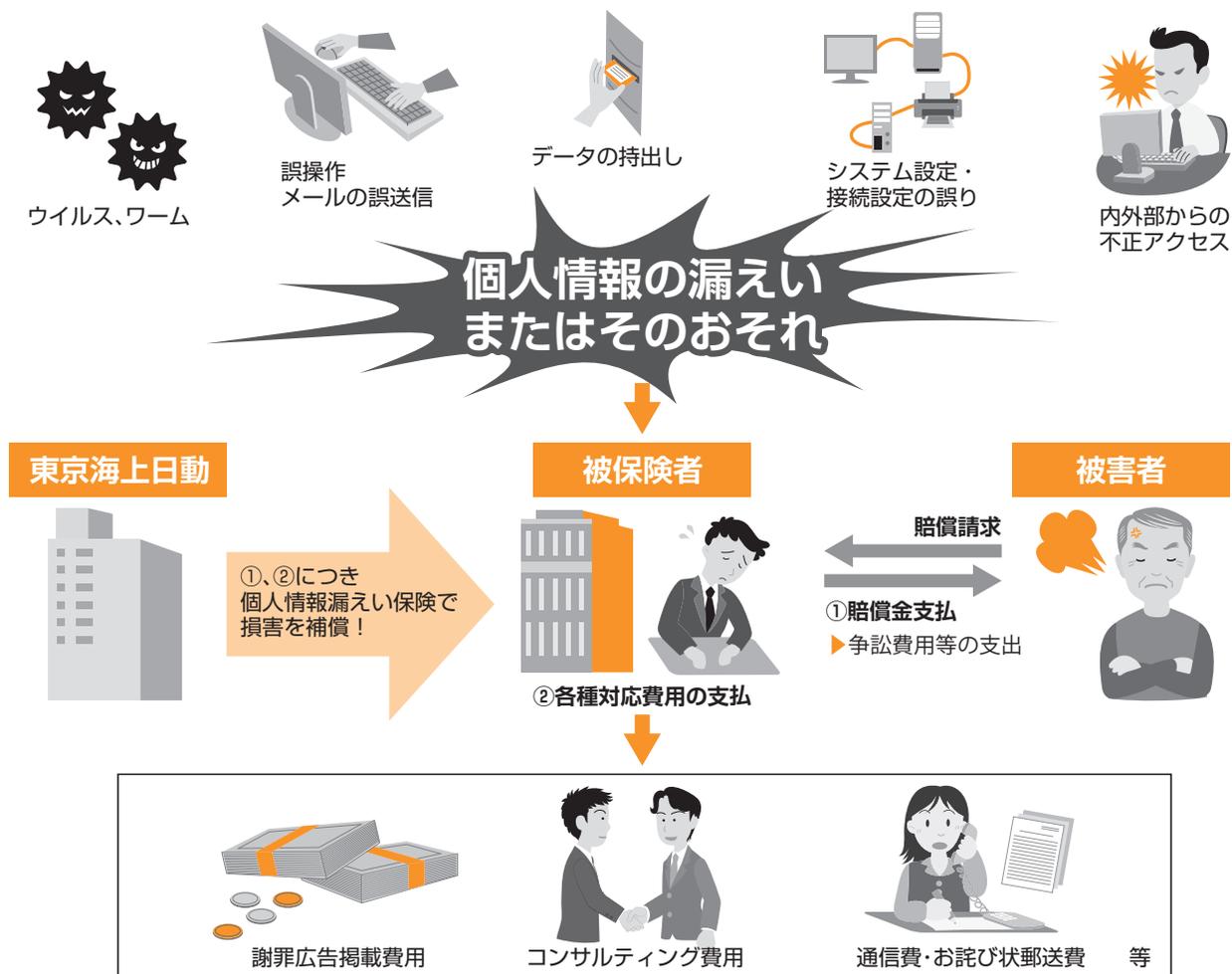
(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。

被保険者

- ・ 記名被保険者
- ・ 記名被保険者の役員または使用人
(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。)

個人情報漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払)や、事故対応期間(*)内に生じた個人情報漏えい対応費用を負担することによって被る費用損害に対して保険金をお支払いします。

(*)事故対応期間とは、被保険者が最初に個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。



支払限度額・免責金額・保険料

保険料は各シルバー人材センターの直近の国庫補助金のランク別に定額保険料を設定します。

タイプ (※ 1)	賠償責任部分 支払限度額 (1請求・保険期間中) (*1)(*3)	個人情報漏えい 対応費用部分 支払限度額 (1事故・保険期間中) (*2)(*4)	年間保険料		
			国庫補助 ランクA	国庫補助 ランクB	国庫補助 ランクC (※2)
Iタイプ	2億円 (免責1請求につき10万円)	1千万円 (免責1事故につき10万円)	138,380円	79,740円	28,500円
IIタイプ	1億円 (免責1請求につき10万円)	1千万円 (免責1事故につき10万円)	125,570円	72,360円	25,500円
IIIタイプ	5千万円 (免責1請求につき10万円)	5百万円 (免責1事故につき10万円)	101,580円	58,540円	22,500円

(※ 1) 2億円超の賠償限度額の設定をご希望される場合は、取扱代理店まで個別にご照会ください。個別に保険料を算出し、ご案内させていただきます。

(※ 2) Cランクは新規設立センター（ランク認定前）、国庫補助対象外センター、都道府県のシルバー人材センター連合会を含みます。

(*1) 基本契約（賠償責任部分）、法人情報漏えい担保特約（賠償責任部分）、e-リスク担保特約、クレジットカード番号等漏えい危険担保特約の限度額が共有となります。法人情報漏えいについては、支払限度額または1億円のいずれか低い額が限度となります。

(*2) 基本契約（個人情報漏えい対応費用部分）、法人情報漏えい担保特約（費用損害部分）の限度額が共有となります。

(*3) 個人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して被害者以外の者が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、「個人情報漏えい対応費用部分」の支払限度額と同額かつ内枠払いとなります。

(*4) 見舞金・見舞品購入費用については、被害者1名につき500円、法人情報漏えいに対する見舞品購入費用については、被害法人1社につき3万円を限度とします（法人情報漏えいにつきましては、見舞金は対象となりません）。コンサルティング費用については、1事故あたり500万円をお支払いする保険金の限度とします。ただし、個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額が500万円未満の場合は、他の費用損害と合算して、個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額が限度となります。

お支払いする保険金の種類

賠償責任部分と個人情報漏えい対応費用部分のセット商品となっております。

個人情報漏えい保険(基本契約)

賠償責任部分

《個人情報漏えい特別約款》

保険金をお支払いする損害

① 法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。

② 保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用

③ 保険会社の同意を得て支出した、求償権の保全・行使の費用等の損害防止軽減費用

④ 賠償責任がないことが判明した場合において、事故が発生した際の緊急措置に要した応急手当、護送等の費用または保険会社の同意を得て支出した費用

⑤ 保険会社の要請に伴う協力費用

●保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、上記②の争訟費用については、「①の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

個人情報漏えい対応費用部分

《個人情報漏えい対応費用担保特約条項》

保険金をお支払いする損害

① 謝罪広告・会見費用

② お詫び状作成・送付費用

③ 被害者への見舞金・見舞品購入費用

④ コンサルティング費用

⑤ コールセンター委託費用

⑥ 弁護士報酬

※上記のほか、事故原因調査費用や他人に対して損害賠償請求を行う場合の争訟費用、記名被保険者の使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、記名被保険者の役員・使用人の交通費・宿泊費、通信費等もお支払いの対象となります。

※事故対応期間(被保険者が最初に個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見した時からその翌日以降 180 日が経過するまでの期間)内に生じた費用に限ります。

(注1)保険期間中に被保険者が個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見し、そのことが被保険者による公的機関に対する文書による報告等やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。

(注2)損害額の合計額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

(注3)⑥弁護士報酬につきましては、社内弁護士や顧問弁護士への報酬を除きます。

(注4)④コンサルティング費用と⑥弁護士報酬につきましては、あらかじめ保険会社の同意が必要です。

本保険で対象とする「個人情報」

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。)

イ. 個人識別符号(*)が含まれるもの

(*)個人識別符号とは、マイナンバー・運転免許証番号・旅券番号・基礎年金番号・保険証番号、このほか個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号をいいます。

【想定事故事例】

- ◆ 事務所のパソコンがウイルス感染し、職員や派遣会員のマイナンバー情報がインターネット上に流出してしまった。
- ◆ 職員が意図的に会員の個人情報を持ち出し、名簿業者に転売した。
- ◆ 事務所に泥棒が侵入し、会員の個人情報を管理していたファイルが盗み出された。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払い対象となりません。

〈賠償責任部分・個人情報漏えい対応費用部分共通〉

- ・ 保険契約者または被保険者の故意
- ・ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・ 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ・ 保険契約者または被保険者が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・ 他人の身体の障害または財物の損壊・紛失・盗取・詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。
- ・ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

等

〈賠償責任部分〉

- ・ 保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・ 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・ 株価または売上高の変動

等

〈個人情報漏えい対応費用部分でお支払いの対象にならない費用〉

- ・ この保険契約と同種の損害保険契約の保険料
- ・ 金利その他資金調達に関する費用
- ・ 記名被保険者の役員に対する報酬・給与
- ・ 賠償責任部分にてお支払いの対象となる損害
- ・ ネットワークを構成する機器・設備について、修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用

付帯される特約条項

クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項

基本契約（賠償責任部分）ではお支払いの対象とならない「クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害」に対して、保険金をお支払いする特約です。

e-リスク担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の業務の休止・阻害、電子情報の消失・損壊または人格権侵害（個人情報漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① コンピュータ・ウィルスの感染
- ② 第三者による不正アクセス
- ③ 被保険者が電子メールで発信した電子情報のかし

「お支払いする保険金の種類」につきましては、基本契約の賠償責任部分をご参照ください。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

次の事由等に起因する損害

- ① 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ② 電子マネー
- ③ ソフトウェアの開発またはプログラム作成
- ④ 対象業務の結果を利用して、製造、加工等の工程を経て製作された製品、半製品等の財物の不具合
- ⑤ 対象業務の履行不能または履行遅滞
- ⑥ 被保険者の支払不能または破産
- ⑦ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合
- ⑧ 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑩ 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任

等

被保険者は回収等の措置の実施義務を負います。

法人情報漏えい担保特約条項

法人情報（記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報）の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が負担した次の損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（賠償責任）
- ② 事故原因調査費用や見舞品購入費用など、被保険者が事故対応のために負担した費用損害（費用損害）

「お支払いする保険金の種類」につきましては、上記①は基本契約の賠償責任部分を、②は個人情報漏えい対応費用部分をご参照ください。

なお、個人情報漏えい対応費用部分の（注1）につきましては、被害法人に対する詫言状の送付等により明らかになった場合も含まれます。また、「個人情報」は「法人情報」と読み替えてください。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

●賠償責任について、次の事由等に起因する損害

- ① 信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下
- ② 被保険者が第三者に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたりしとなされた請求
- ③ 個人情報漏えい保険の賠償責任部分でお支払いの対象とならない事由

●費用損害について、次の事由等に起因する損害

- ① 被保険者が第三者に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたりしとなされた請求により生じた費用
- ② 個人情報漏えい保険の個人情報漏えい対応費用部分でお支払いの対象とならない事由

等

〈もし事故が起きたときは〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

また、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意等

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。*代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

〈加入者証〉

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいますようお願いいたします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このご案内書は、個人情報漏えい保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。個人情報漏えい保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。